

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項第3号イ中「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「同法124条」を「同法第124条」に改める。

第37条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第58条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第85条第2項第2号及び第136条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第145条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第35条の7第1項第3号の改正規定（「同法124条」を「同法第124条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であって、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、<u>同法124条</u>に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの (4) (略) 2 (略) (市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～8 (略)	(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第152条第5項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であって、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、<u>同法第124条</u>に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの (4) (略) 2 (略) (市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第58条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第85条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第58条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第85条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第145条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第145条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

(2)・(3) (略)

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)